

全国老人医療担当課（部）長・国民健康保険  
主管課（部）長・後期高齢者医療広域連合設  
立準備委員会事務局長会議資料

保険局国民健康保険課  
平成18年9月22日

## 目 次

○高額医療費共同事業の継続・保険財政共同安定化事業の創設について……………	1
(参考資料)	
・保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の内容……………	6
・保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の対象とする医療費……………	7
・保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業における調整のイメージ…	8
・相殺に関する事務処理について……………	9
・国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の実施について ……………	11
・保険財政共同安定化事業の創設に伴うQ&A……………	37
○賦課限度額に係る5%基準の見直しについて……………	41
○入院に係る高額療養費の現物給付化について……………	42

## 高額医療費共同事業の継続・保険財政共同安定化事業の創設について

### 1 概要

- 現行の高額医療費共同事業について、対象医療費を70万円から80万円に引き上げた上で、平成18年度以降も継続する。(平成18年4月より適用)
- 都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、30万円超の医療費について、都道府県単位で行う市町村が連合会に拠出する保険財政共同安定化事業を創設する。(平成18年10月実施)

### 2 制度の仕組み

#### (1) 高額医療費共同事業(変更点)

- レセプト1件当たり交付基準額  
(現行) 70万円を超えるもの  
(改正案) 80万円を超えるもの
- 高額医療費共同事業交付金の額  
(現行) 交付基準額を超える部分の総額の10分の6  
(改正案) 交付基準額を超える部分の総額の100分の59
- 高額医療費共同事業拠出金  
(現行) 標準高額医療費共同事業拠出金は、基準拠出対象額(対象医療費のうち70万円を超える部分の合算額の10分の6に相当する額として算定した額)の総額を前々年度及びその直前の2箇年度の一般被保険者の医療費で按分して算出。  
(改正案) 標準高額医療費拠出金は、高額医療費共同事業基準拠出対象額(対象医療費のうち80万円を超える部分の合算額の100分の59に相当する額として算定した額)の総額を前々年度及びその直前の2箇年度の高額医療費共同事業基準拠出対象額で按分して算出。
- 高額医療費共同事業拠出金の拠出時期  
(現行) 高額医療費共同事業拠出金の納期は、7月、10月、1月及び

2月とする。

(改正案) 高額医療費共同事業拠出金の納期は、毎月とする。(平成18年10月より)

○ 高額医療費共同事業交付金の交付時期

(現行) 高額医療費共同事業交付金の交付時期は、7月、10月、1月及び2月とする。

(改正案) 高額医療費共同事業交付金の交付時期は、毎月とする。(平成18年10月より)

※ 平成18年1月から6月までの支出負担行為分の療養の給付に要する費用等については、関連法令の成立後、平成18年10月に6箇月分を合算の上、速やかに各拠出金の拠出交付金及び高額医療費共同事業負担金の交付を行うものとする。

## (2) 保険財政共同安定化事業(平成18年10月実施)

### ① 保険財政共同安定化事業の対象医療費

- 一般被保険者の1月～12月支出負担行為分の療養の給付に要する費用等
- レセプト1件当たり交付基準額(30万円)を超えるもの(給付費全額)

### ② 保険財政共同安定化事業交付金の額

- 交付金額は、交付基準額を超えるレセプトの8万円を超え80万円までの部分の額の総額の100分の59に相当する額(以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。)とする。

### ③ 保険財政共同安定化事業拠出金

- 保険財政共同安定化事業拠出金の額は、当該市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を基準として、連合会が定める。
- 標準保険財政共同安定化事業拠出金は、保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の半額を前々年度及びその直前の2箇年度の基準拠出対象額の合算額で按分し、残りの額を前々年度の一般被保険者の数で按分して算出。

※ 一般被保険者数は、前々年度の各月末の一般被保険者数の合計数。

- 保険財政共同安定化事業拠出金の納期は、毎月とする。

### ④ 保険財政共同安定化事業事務費拠出金、高額医療費共同事業事務費拠出金

- 両事業の事務費拠出金の額は、両事業の事務の処理に要する費用の見込

額を前々年度の一般被保険者の数で按分した額を基準として、連合会が定める。

※ 一般被保険者数は、前々年度の各月末の一般被保険者数の合計数。

※ 両事業の事務費拠出金は、別個の拠出金であるが、全体的には両事業の事務の処理に要した費用の総額をそれぞれの事業規模等に基づいて按分して差し支えない。

○ 両事業の事務費拠出金の納期等は、連合会が定める。

#### ⑤ 特別会計

○ 連合会は、保険財政共同安定化事業の経理を行うため、高額医療費共同事業特別会計に勘定を設ける。

### (3) 都道府県調整交付金による支援

○ 高額医療費拠出金（公費負担額を除く。）及び保険財政共同安定化事業拠出金の合算額が、高額医療費共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金の合算額の一定の割合（3%を想定）を超える場合は、当該一定の割合を超える額を都道府県調整交付金により支援することにより、保険財政共同安定化事業の円滑な実施のため、一定の割合を超える市町村の負担を配慮されたいこと。

#### (参考)

国民健康保険制度の財政基盤の強化について（抄）

平成17年12月18日

総務・財務・厚生労働3大臣合意

#### 1. 高額医療費共同事業の継続、保険財政共同安定化事業（仮称）の創設

(2) 都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業（仮称）を平成18年10月から実施する。その際、拠出金の持ち出し率が一定以上の保険者については、都道府県調整交付金による支援を都道府県に要請する。

### (4) 相殺

○ 市町村が連合会に支払う診療報酬及び当該事業の拠出金と当該事業

により市町村に交付される交付金を相殺することができる（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則第4条）。

※ 相殺処理については、各都道府県ごとに連合会と保険者が協議の上、導入するか否かについて決定するものとする。

### 3 算出式

#### (1) 交付金

① 高額医療費共同事業交付金（＝高額医療費共同事業基準拠出対象額）

交付基準を超える医療費の  
80万円を超える部分の合算額  $\times$  100分の59

② 保険財政共同安定化事業交付金

（＝保険財政共同安定化事業基準拠出対象額）

交付基準額を超える医療費の8  
万円を超え80万円までの部分  $\times$  100分の59

#### (2) 拠出金

① 高額医療費共同事業拠出金

当該都道府県内市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額総額

当該市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額  
(前々年度及びその直前の2箇年度の合算額)  
 $\times \frac{\text{当該市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額}}{\text{当該都道府県内市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額}}$   
(同 上)

② 保険財政共同安定化事業拠出金

当該都道府県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額総額  $\times \frac{1}{2}$

当該市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額  
(前々年度及びその直前の2箇年度の合算額)  
 $\times \frac{\text{当該市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額}}{\text{当該都道府県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額}}$   
(同 上)

$$\begin{aligned}
 & + \text{当該都道府県内市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額総額} \times \frac{1}{2} \\
 & \times \frac{\text{当該市町村の一般被保険者数（前々年度）}}{\text{当該都道府県内市町村の一般被保険者数（同上）}}
 \end{aligned}$$

③ 共同事業事務費拠出金

$$\text{共同事業事務処理費用の見込額} \times \frac{\text{当該市町村の一般被保険者数（前々年度）}}{\text{当該都道府県内市町村の一般被保険者数（同上）}}$$

(3) 実質負担割合等

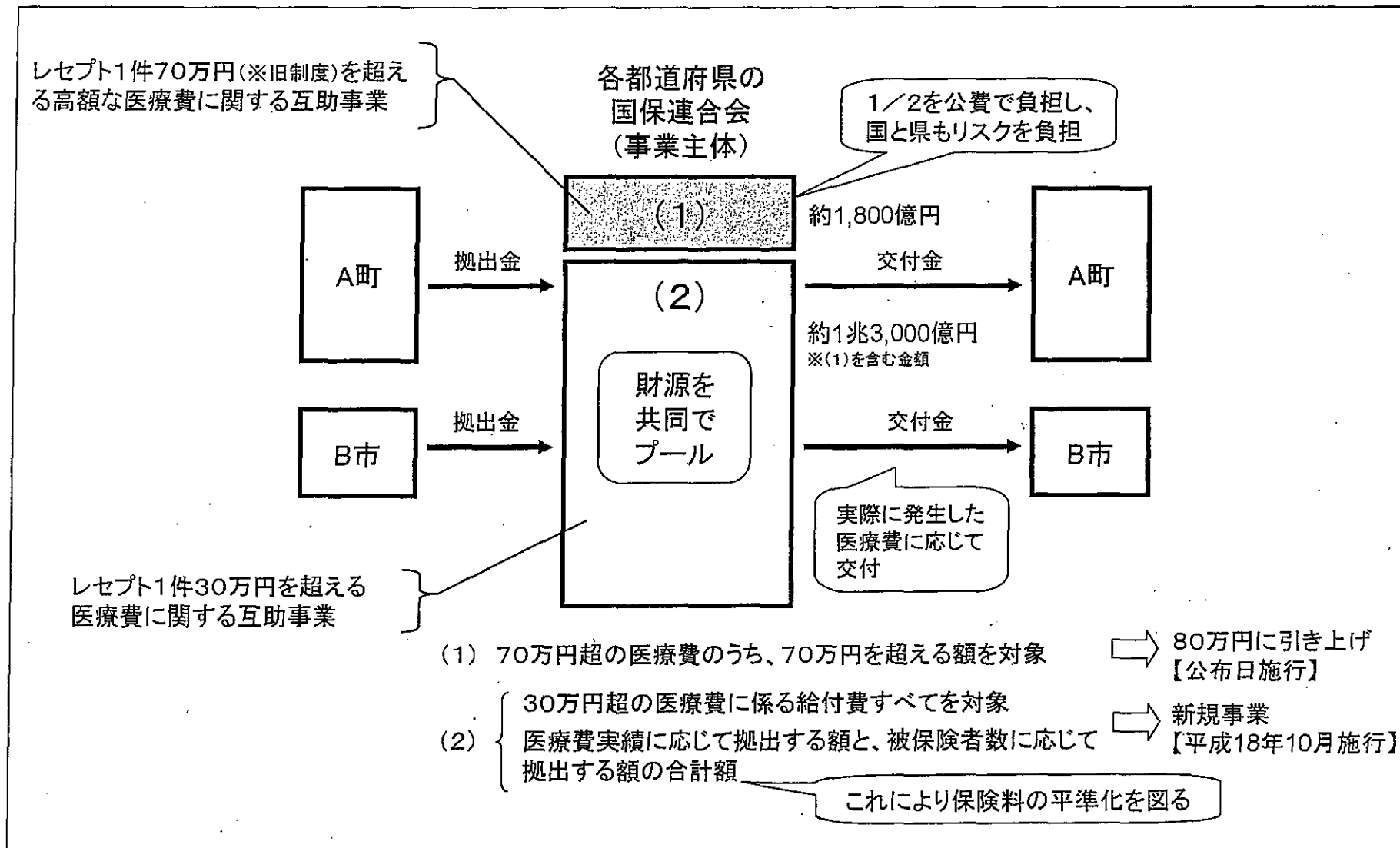
① 保険者の実質負担割合（持出し率）

$$\frac{\left[ \begin{array}{cc} \text{保険財政共同} & \text{高額医療費} \\ \text{安定事業} & + \text{共同事業} \\ \text{拠出金額} & \text{拠出金額} \end{array} \right] \times \frac{1}{2} - \left[ \begin{array}{cc} \text{保険財政共同} & \text{高額医療費} \\ \text{安定化事業} & + \text{共同事業} \\ \text{交付金額} & \text{交付金額} \end{array} \right]}{\text{保険財政共同安定事業} + \text{高額医療費共同事業}} \\
 \text{交付金額} \qquad \qquad \qquad \text{交付金額}$$

② 保険者の実質負担割合が一定率以上とならないよう措置する場合の交付金額の算式

$$\left[ \begin{array}{c} \text{保険者の} \\ \text{実質負担} \\ \text{割合} \end{array} - \text{一定率} \right] \times \left[ \begin{array}{cc} \text{保険財政共同} & \text{高額医療費} \\ \text{安定化事業} & + \text{共同事業} \\ \text{交付金額} & \text{交付金額} \end{array} \right]$$

# 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の内容

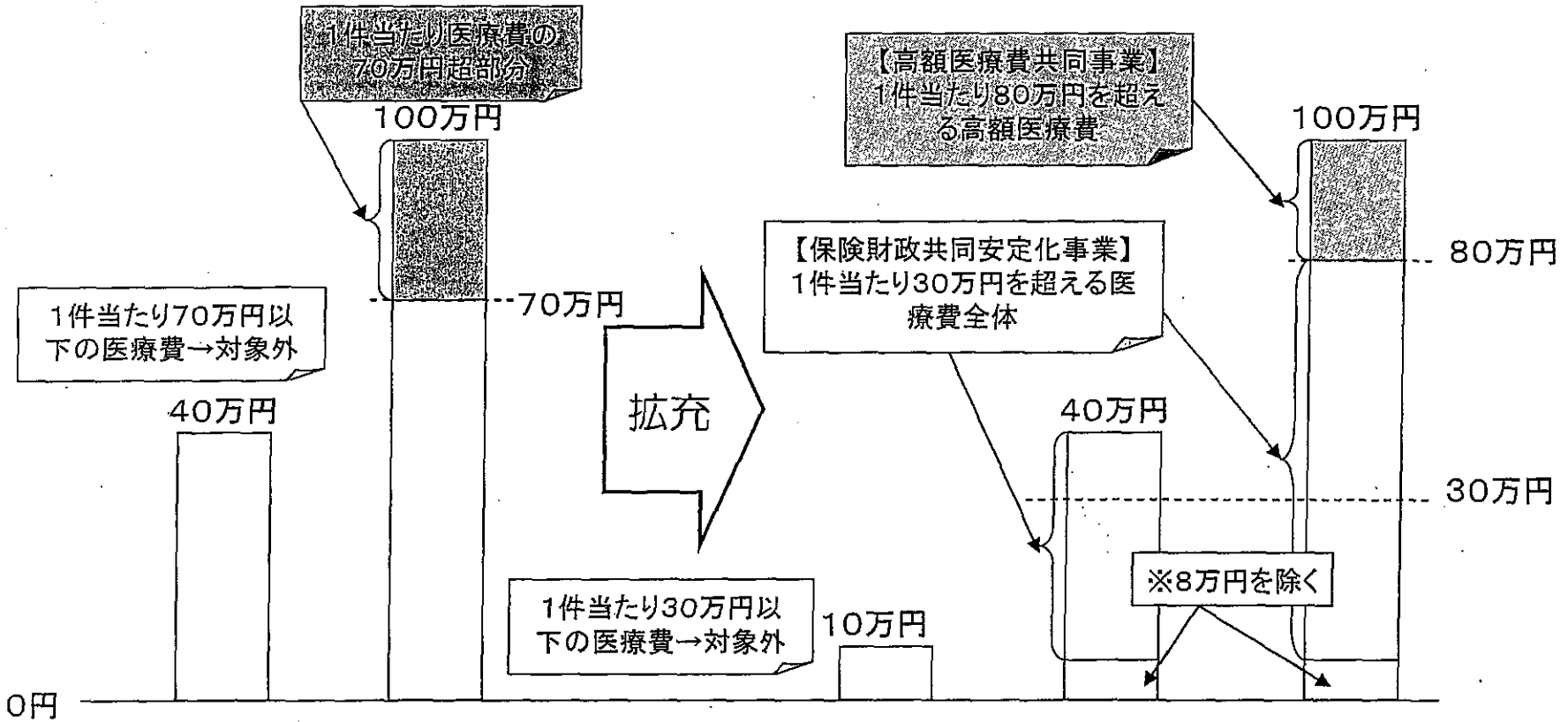




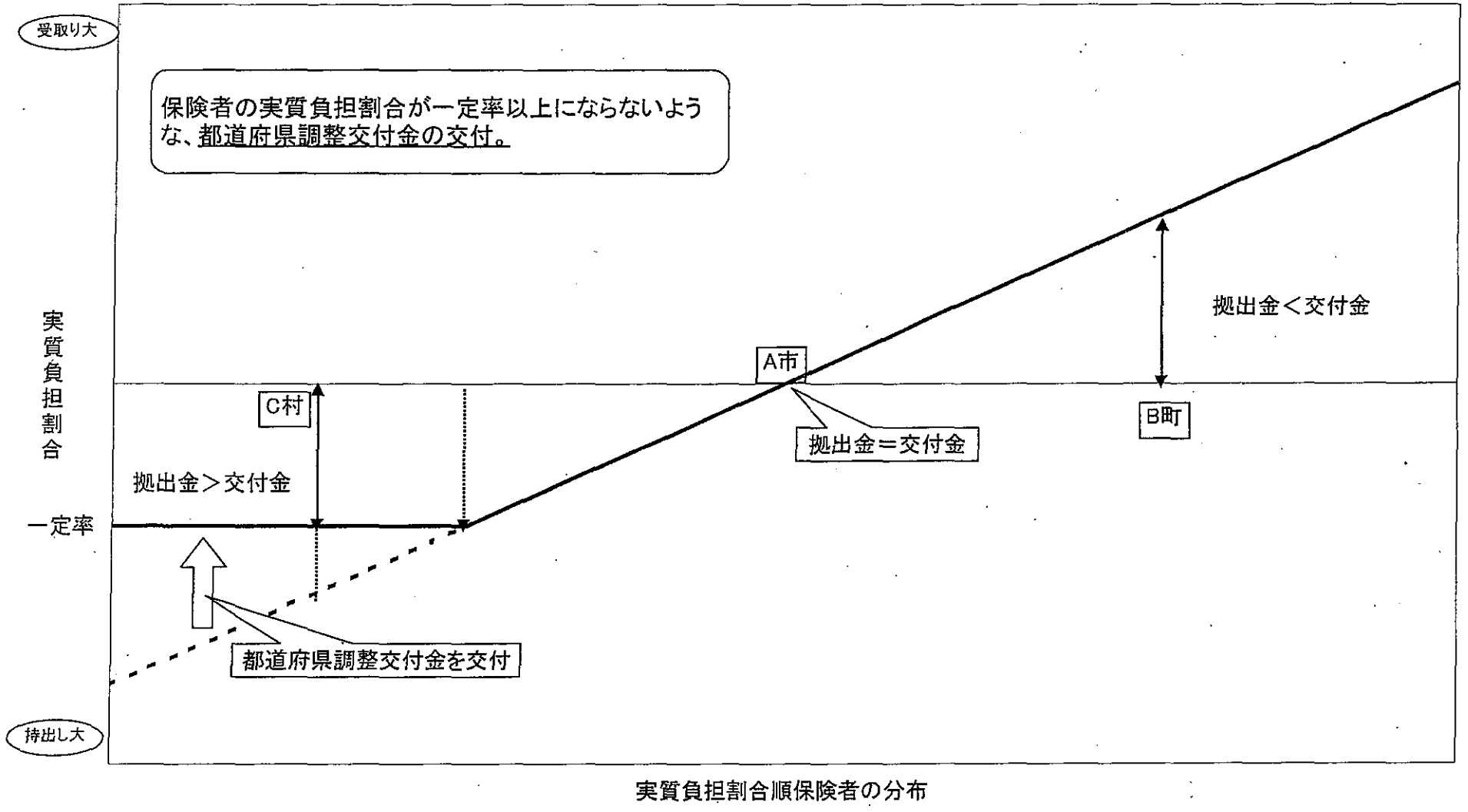
# 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業 の対象とする医療費

～平成17年度

平成18年10月～  
※高額医療費共同事業  
については4月から適用



# 保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業における調整のイメージ

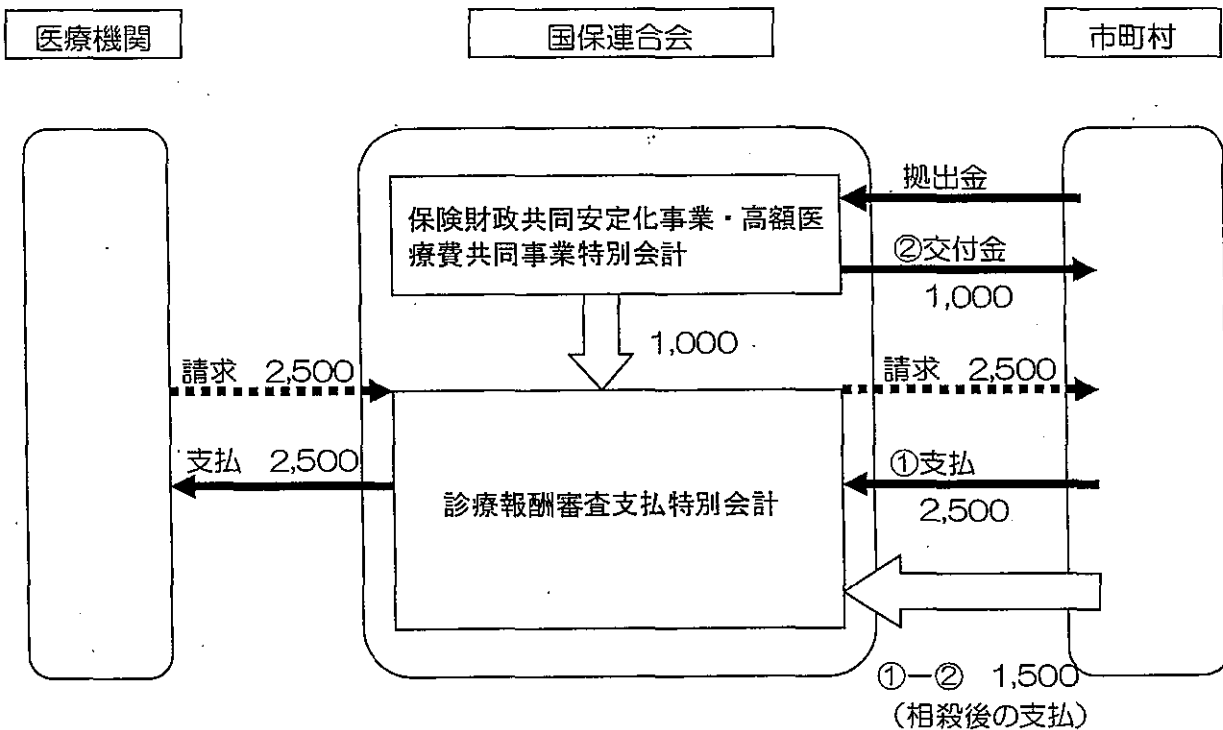


## 相殺に関する事務処理について

### 1 交付金の交付と診療報酬支払いの相殺について

- ・保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業においては、拠出金の納付及び交付金の交付を毎月行うこととしており、また、対象となる医療費の規模が大きいことから、毎月、高額の資金が国保連合会と市町村間で動くこととなる。
- ・当該事業の実施に当たっては、拠出金、交付金の資金繰りを容易にし、資金の支出に伴う事務手続き及び手数料を軽減するため、市町村が連合会に対して支払う診療報酬及び当該事業における拠出金と連合会が市町村に交付する当該事業における交付金を相殺できるものとする。

### 2 相殺の仕組みについて（診療報酬と交付金を相殺する場合）



### 2 その他

- ・事務処理の方法や規模は各連合会及び市町村によって異なるため、各連合会と市町村が協議の上、導入するか否かについて決定する。
- ・相殺の実施にあたっては各市町村内において所管課と調整を行うこと。

参考 国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令附則

(連合会へ支払うべき額の相殺)

第四条 国民健康保険団体連合会（以下この条において「連合会」という。）の会員である

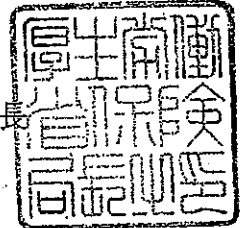
市町村（以下この条において「会員市町村」という。）が法第四十五条第五項の規定により連合会に対して療養の給付に関する費用の支払に関する事務を委託している場合において、保険医療機関等からの療養の給付に関する費用の請求に対する支払に充てるための費用として連合会に支払うべき額があるときは、当該会員市町村は、連合会との契約により、各年度毎に、当該支払うべき額及び当該年度の法附則第十六項各号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第十七項の規定による拠出金（当該事業に関する事務に要する費用に係るものを除く。）と当該年度の法附則第十六項の規定による交付金の額とを相殺することができる。

保発第0920002号  
平成18年9月20日



都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業の実施について

国民健康保険高額医療費共同事業については、平成15年3月31日保発第0331012号通知により、「国民健康保険高額医療費共同事業実施要綱」を定め、その推進を図ってきたところであるが、今般、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の施行により、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、新たに保険財政共同安定化事業を実施することとしたことに伴い、本事業の実施要綱等の全部を別紙のとおり改正し、平成18年10月1日より適用することとしたので、その旨御了知の上、貴都道府県内市町村及び国民健康保険団体連合会の指導に遺漏のないよう配慮されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成15年3月31日保発第0331012号通知「国民健康保険高額医療費共同事業の実施について」は廃止する。

1 趣旨

国民健康保険法（昭和三十三年法律百九十二号）附則第十六項の規定に基づき、国民健康保険の財政の安定化を図るため、保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業（以下「保険財政共同安定化事業等」という。）を実施すること。

2 実施主体

保険財政共同安定化事業等の実施主体は、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）とすること。

3 対象保険者

保険財政共同安定化事業等の対象は、当該連合会の会員である市町村（以下「会員市町村」という。）とすること。

4 保険財政共同安定化事業等に係る交付金

連合会は、毎年度会員市町村に対して、保険財政共同安定化事業交付金及び高額医療費共同事業交付金を交付すること。

(1) 保険財政共同安定化事業交付金

保険財政共同安定化事業交付金の額は、アのうち、一般被保険者（退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいい、老人保健法に規定する医療を受けることができる者を除く。以下同じ。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが三十万円を超えるものの、八万円を超え八十万円までの部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額（以下「保険財政共同安定化事業基準拠出対象額」という。）とすること。

ア 前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間において支出負担行為をした当該会員市町村の一般被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額（当該療養につき他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額）とすること。

イ アに係る費用が第三者の行為により生じた事故に係る場合にあつては、アから求償権の行使により取得した額を控除した額を対象とすることとし、損害賠償を受けた後に、過誤調整を行うことにより処理すること。

(2) 高額医療費共同事業交付金

高額医療費共同事業交付金の額は、(1)アのうち、一般被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係るものが八十万円を超えるものの当該超える部分の額の合算額の百分の五十九に相当する額として算定した額（以下「高額医療費共同事業基準拠出対象額」という。）とすること。

(3) 交付時期等

ア 交付金は、会員市町村の申請に基づき交付すること。

イ 交付金は、毎年度、十二期に分けて交付するものとし、交付時期は、五月から翌年四月までにおける毎月とすること。

5 保険財政共同安定化事業等に係る拠出金

会員市町村は、保険財政共同安定化事業等及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、保険財政共同安定化事業拠出金、高額医療費共同事業拠出金、保険財政共同安定化事

業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金を連合会に納付すること。

(1) 保険財政共同安定化事業拠出金

ア 保険財政共同安定化事業拠出金の額は、当該市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額を基準として、当該事業の実施に係る資金の借入に要した費用及びその他の事項を勘案して連合会が定めること。

イ 各会員市町村の標準保険財政共同安定化事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額の合計額を、次の式により按分して得た額とすること。

$$\begin{array}{l}
 \text{保険財政共同} \\
 \text{安定化事業基} \\
 \text{準拠出対象額} \\
 \text{の合計額}
 \end{array}
 \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の保険財政共同安定化事業基準拠出対象額を合算した額}}$$
  

$$\begin{array}{l}
 \text{保険財政共同} \\
 \text{+ 安定化事業基} \\
 \text{準拠出対象額} \\
 \text{の合計額}
 \end{array}
 \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数の合計}}$$

(2) 高額医療費共同事業拠出金

ア 高額医療費共同事業拠出金の額は、当該会員市町村の標準高額医療費共同事業拠出金の額を基準として、当該事業の実施に係る資金の借入に要した費用、国民健康保険中央会が実施する超高額医療費共同事業に係る拠出金及び交付金並びにその他の事項を勘案して連合会が定めること。

イ 各会員市町村の標準高額医療費共同事業拠出金の額は、当該年度における会員市町村の高額医療費共同事業基準拠出対象額の合計額を、次の式により按分して得た額とすること。

$$\begin{array}{l}
 \text{高額医療費共同} \\
 \text{事業基準拠出対} \\
 \text{象額の合計額}
 \end{array}
 \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度及びその直前の二箇年度の一般被保険者の高額医療費共同事業基準拠出対象額を合算した額}}$$

ウ 国及び都道府県は、会員市町村の高額医療費共同事業拠出金に対して、それぞれ標準高額医療費共同事業拠出金の額の四分の一に相当する額を毎年度負担するものとする。

(3) 保険財政共同安定化事業事務費拠出金

各会員市町村の保険財政共同安定化事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の保険財政共同安定化事業に関する事務の処理に要する費用の見込額を次の式により按分して得た額を基準として、連合会が定めるものとする。

$$\begin{array}{l}
 \text{当該年度における} \\
 \text{連合会の保険財政} \\
 \text{共同安定化事業に} \\
 \text{関する事務の処理} \\
 \text{に要する費用の見} \\
 \text{込額}
 \end{array}
 \times \frac{\text{当該会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数}}{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数の合計}}$$

(4) 高額医療費共同事業事務費拠出金

各会員市町村の高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、当該年度における連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額を次の式により按分して得た額を基準として、連合会が定めるものとする。

$$\frac{\text{当該年度における連合会の高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用の見込額}}{\text{当該会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数}} \times \frac{\text{当該都道府県内のすべての会員市町村の前々年度の各月末における一般被保険者の数の合計数の合計}}{\text{}}$$

(5) 拠出金の納期等

- ア 保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金は、毎年度、十二期に分けて納付するものとし、その納期は、五月から翌年四月までにおける毎月とすること。
- イ 保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金は、第一期から第九期までは概算拠出を行い、第十期から第十二期において確定拠出を行うものとする。
- ウ 保険財政共同安定化事業事務費拠出金及び高額医療費共同事業事務費拠出金の納期等については、連合会が定めるものとする。

(6) 延滞金

連合会は、会員市町村が納付すべき期限までに拠出金を納付しないときは、年率一四・五パーセントの延滞金を徴収すること。

6 特別会計

- (1) 連合会は、保険財政共同安定化事業等の経理を行うため、特別会計を設け、それぞれの事業について勘定を分けて経理すること。
- (2) 特別会計には、保険財政共同安定化事業等の財政を健全に維持するため基金を設けることができること。なお、基金を積み立てるのに必要な資金は、保険財政共同安定化事業拠出金及び高額医療費共同事業拠出金の一部等を充てるものとする。

7 規則例等

- (1) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業規則例は、別添1のとおりであること。
- (2) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業細則例は、別添2のとおりであること。
- (3) 国民健康保険団体連合会保険財政共同安定化事業・高額医療費共同事業特別会計経理規則例は、別添3のとおりであること。

8 都道府県の指導

都道府県は、保険財政共同安定化事業等の趣旨を踏まえ、保険財政共同安定化事業等が円滑に行われるよう必要な指導を行うこと。

9 事業の報告

- (1) 連合会は、保険財政共同安定化事業等の実施状況について翌年度四月末日までに別紙様式第1号の1及び第1号の2により都道府県知事に報告すること。
- (2) 都道府県知事は、当該報告の内容を遅滞なく厚生労働省保険局へ報告すること。

10 その他

- (1) 国は、予算の範囲内において、連合会が高額医療費共同事業に関する事務の処理に要する費用に対して補助金を交付すること。